

平成22年8月

居住者の皆様へ

シーアイハイツ和光管理組合
理事長 長谷 真司

「その他掲示板」に掲示する文書図画について（改定）

このたび「その他掲示板」に掲示する文書図画の掲載基準について見直しを行い、7月度理事会にて審議の上、次のように決定いたしましたのでお知らせ申し上げます。

1. 掲示全般について

- 1) 掲示の申請は管理組合、自治会および居住者を原則とする。申請時は氏名、棟番号、連絡先を提示のこと。
- 2) 掲示物には主催団体、連絡先、(氏名、住所、TEL/FAX)の記載があること。
- 3) 掲示期間は当該日の1ヶ月前からとする。又、申請者は当該日を超えたら速やかに外すこと。
- 4) 掲示物のサイズは原則A4サイズとすること。但し、ポスター等例外を認める。
- 5) 掲示の許可は掲示基準に従い、管理センターにて決裁も判断つかない場合は申請内容により、広報委員長または各棟委員長とする。要すれば理事長決裁とする。

2. 掲示することを認める文書図画

- 1) 管理組合用の掲示板に掲示すべき文書図画であるが、同掲示板にスペースがないとき。
- 2) 自治会用の掲示板に掲示すべき文書図画であるが、同掲示板にスペースがないとき。
- 3) 国、県、市およびその関連団体の広報に関する文書図画。
- 4) 本町小学校、第2中学校の校外行事を団地居住者に知らせるための文書図画。
- 5) 和光市、近隣市町村および団地内におけるスポーツ、文化的サークル活動に関する文書図画。
- 6) 和光市の公共施設における催事に関する文書図画。(サンアゼリア等)
- 7) 管理組合または自治会に集会棟の利用、団地施設内での営業を認められたものの広告、宣伝のための文書図画。(集会棟での催事および自転車修理等)
- 8) その他管理組合、自治会、各棟委員会で承認した文書図画。

3. 掲示することを認めない文書図画

- 1) 政治活動および宗教活動のための文書図画。
- 2) 公序良俗に反するもの、他を誹謗・中傷・非難する内容のある文書図画。
- 3) 営利目的の事業の宣伝、広告のための文書図画。ただし2項6)7)の承認アイテムは除く。
- 4) 管理組合または自治会の運営に関係のない求人、募集等の宣伝、広告のための文書図画。
- 5) その他管理組合または自治会で掲示することは不相当と判断した文書図画。